【参考】高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金　フローチャート　　【別添２－１】

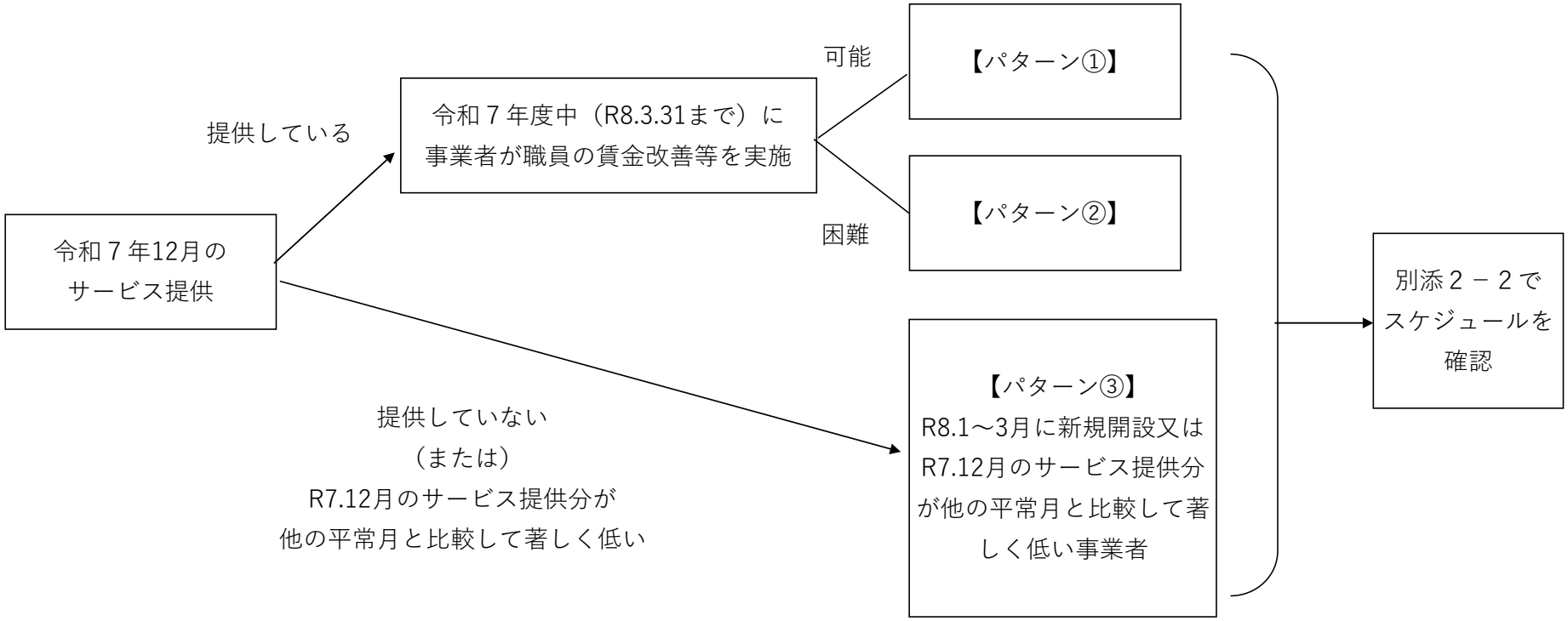


（留意事項）

・いずれの場合でも、交付金の支払時期に差があるのみで、事業者への算定額には影響ありません。

・実績報告書の提出時点で本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に支払われた交付金の返還が必要となります。

・申請は法人単位で提出いただくようお願いします。